

介護予防短期入所生活介護事業所の運営規程

短期入所生活介護事業所ふるさと庵

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人悠泰の郷が運営する短期入所生活介護事業所ふるさと庵（以下「施設」という）が行うユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で併設ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という）が、要支援状態にある高齢者（以下「要支援者等」という）に対し、適正な併設ユニット型介護予防短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称： 短期入所生活介護事業所 ふるさと庵
- (2) 所在地： 浜松市中央区豊岡町273-2

第2章 従業者の職種、員数及び職務内容

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に従事する従業者は、特別養護老人ホームの従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 職種、員数及び職務内容

- (1) 管理者 1人（本体特別養護老人ホームの施設長と兼務）

管理者は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。

- (2) 従業者

介護職員 37人以上（利用者の数が3又はその端数が増すごとに1名以上）

利用者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって、利用者の日常生活の介護・指

導・相談及び援助を行う。

生活相談員 2名以上（常勤1名以上）

利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、入退所に於ける面接手続き事務等と利用者の処遇に関する
ことについて、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行
う。

看護職員 3人以上（常勤1名以上、必要定員を満たせば機能訓練指導員と兼務可）

利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持の為の適切な措置を行うた
め、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理を行う。

機能訓練指導員 1人以上（常勤、必要定員を満たせば看護職員と兼務可）

利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機
能の改善または維持のための機能訓練と、それに伴う介護職員への指導など
を行う。

介護支援専門員 2名以上（常勤1名以上）

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者の要
介護申請や調査に関する事、施設サービス計画の作成等、利用者やその家族
の苦情や相談に関する事、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域
住民への相談業務とする。

医師 1人（非常勤）

利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持の為の適切な措置をとるた
め、利用者の診察・健康管理及び保健衛生指導を行う。

管理栄養士 1人以上（常勤）

栄養ケア・マネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計算等を行い、利用者
の状況に応じた給食管理及び栄養改善上必要な指導等を行う。

事務職員 必要数

施設の庶務及び会計事務に従事する。

2 前項に定めた他必要がある場合は、定数を超え又はその他の職員をおくことができ
る。

3 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

第3章 営業日及び営業時間

第5条 営業日及び営業時間は下記のとおりとする。

営業日	年中無休
受付時間	午前8時30分から午後5時30分まで

第4章 利用定員・ユニットの数と定員

第6条 併設ユニット型介護予防短期入所生活介護サービスの利用定員は、次のとおりとする。

利用定員	20名（短期入所生活介護の定員を含む）
ユニット数	2ユニット（1ユニット10名）

第5章 介護予防短期入所生活介護の内容

第7条 併設ユニット型介護予防短期入所生活介護サービスの内容は次のとおりとする。
（介護）

- 1 各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術を持って行う。
- 2 利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。
- 3 利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができるものとする。
- 4 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。
- 5 おむつを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。
- 6 前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
- 7 各ユニットに常時一人以上の介護職員を介護に従事させる。
- 8 その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事)

- 1 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。
- 2 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
- 3 利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。
- 4 利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(機能訓練)

- 1 利用者の心身の状況等を踏まえ必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

- 1 看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

(相談及び援助)

- 1 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(その他のサービスの提供)

- 1 利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援する。
- 2 常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

第6章 利用料その他の費用の額

第8条 介護予防短期入所生活介護の利用料

- 1 介護予防短期入所生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の利用者負担の割合に準じることとする。
- 2 法定代理受領サービスに該当しない介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利

利用者から支払いを受ける利用料の額と、介護予防短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにするものとする。

(重要事項説明書に準じる)

- 3 施設は、前二項の支払いを受ける額のほか、利用者から次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。(重要事項説明書に準じる)
 - (1) 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く)
 - (2) 食事の提供に要する費用(特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合には規定する食費の基準費用額を限度とする)
 - (3) 滞在に要する費用(特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合には規定する居住費の基準費用額を限度とする)
 - (4) その他、介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- 4 第三項の費用の額に関わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第7章 通常の送迎の実施地域

第9条 通常の送迎の実施地域は、別紙のとおりとする。

第8章 サービス利用に当たっての留意事項

第10条 当該事業所の利用にあたっては、管理者の指示する事項に従い、当該事業所に入所している利用者の共同生活の場として施設の秩序を乱すことのないよう、また、安全・快適に生活できるよう留意する。

- (1) 面会時間 午前8時30分から午後7時まで

但し、やむを得ない事情による場合にはこの限りではない。面会者は必ずその都度職員に届け出る。

- (2) 当該事業所では喫煙することができない。
- (3) 外出をする場合には事前に届け出る。

第9章 緊急時等の対応

第11条 施設は、現に介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

第10章 非常災害対策

第12条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第11章 その他運営に関する重要事項

(虐待の防止)

第13条 虐待の防止については次のとおりとする。

- 1 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修等必要な措置を講じるものとする。
- 2 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者をおくものとする。

(秘密保持等)

第14条 秘密保持については次のとおりとする。

- 1 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないものとする。
- 2 施設の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る。

(衛生管理等)

第15条 施設の衛生管理等については次のとおりとする。

- 1 施設は短期入所生活介護に使用する居室及び備品等を清潔に管理し、定期的な消毒を実施する等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 施設は短期入所生活介護において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、従業者への研修及び訓練の実施等必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第16条 苦情処理については次のとおりとする。

- 1 提供した介護予防短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 提供した介護予防短期入所生活介護に関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告するものとする。
- 5 提供した介護予防短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第17条 事故発生時の対応は次のとおりとする。

- 1 利用者に対する介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 3 利用者に対する介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事故発生の防止のための委員会の設置、指針の整備、従業者への研修を実施等必要な措置を講じるものとする。
- 5 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

(記録の整備)

第18条 記録の整備

- 1 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 利用者に対する介護予防短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 市への通知に係る記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(法令との関係)

第19条 この規程に定めのないことについては、介護保険法の法令並びに厚生労働省令に定めるところによる。

附則

~~この規程は、平成18年4月1日から施行する。~~

~~この規程は、平成21年4月1日から施行する。~~

~~この規程は、平成22年7月1日から施行する。~~

~~この規程は、平成25年2月1日から施行する。~~

~~この規程は、平成26年4月1日から施行する。~~

~~この規程は、平成27年4月1日から施行する。~~

~~この規程は、平成28年8月1日から施行する。~~

~~この規程は、平成30年4月1日から施行する。~~

~~この規程は、令和元年10月1日から施行する。~~

この規程は、令和3年4月1日から施行する。